

プラスワン通信

＜分譲マンションの管理ルールが改正＞

マンション管理組合による管理を適正に行なうための必要事項を定めたガイドライン「**マンションの管理の適正化に関する指針**」と、マンション管理のルールをまとめた管理規約の標準モデルである「**マンション標準管理規約**」が平成28年3月に**改正**されました。

課題に対応した改正内容

今回のルール改正は、**高齢化などによる管理組合の担い手不足や、管理費滞納等による管理の不全、暴力団排除の必要性**、等以前より取り上げられていた様々な課題に対応した形であるといえます。主な改正内容は以下のとおりです。

「マンションの管理の適正化に関する指針」の主な改正内容

- 防災防犯の観点から、**コミュニティ形成は重要**であり、積極的に取り組むことが望ましい、と新たに明記
- 区分所有者だけで構成されていた**理事等に外部の専門家が就任できる**ことと、その留意事項を明記

「マンション標準管理規約」の主な改正内容

- **コミュニティ形成についての規定を再整理**
- **外部専門家を役員として就任可能とする際の規定の追加**
- **住戸の価値割合に連動した議決権を設定可能とする際の規定の追加**
- **管理費滞納者に対して執る措置等の提示**
- **暴力団等の排除規定の追加**

マンションの価値にも影響？

分譲マンションの管理内容は、マンション自体の価値に影響してくるものであり所有者にとってもないがしろにすることは出来ません。ルールをより明確にすることで管理が安定し価値を維持させることができます。マンションの価値は「管理」がより重要視されている時代ともいえるでしょう。（庄司）

株式会社プラスワン
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com